

業 務 改 善 命 令

処分日：令和8年8月18日

業者名（代表者名）・ 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
LINE Credit 株式会社 （木幡 寛） 東京都知事（3）第31721号 令和6年12月18日	品川区西品川一丁目1 番1号 住友不動産大 崎ガーデンタワー21 階及び22階	・返済能力の調査義務違反 ・過剰貸付け等の禁止違反 ・基準額超過極度方式基本契 約に係る調査義務違反

1 業務改善の内容

資金需要者等の利益の保護を図るため、処分理由（違反事項）と同種事案の再発防止に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、態勢の整備を図ること。

○ 返済能力調査、基準額超過極度方式基本契約に係る調査その他の与信判断に用いるシステムについて、設定不備その他の不備による法令違反の発生を防止するため、次に掲げる態勢を整備すること。

- (1) 法令遵守を確保するためのシステム開発態勢
- (2) システム上の不備及び法令違反のおそれを適時に把握するためのモニタリング態勢
- (3) 上記(1)及び(2)を有効に機能させるための経営管理態勢及び業務運営態勢

【参考】違反事項の概要

○ 返済能力の調査義務違反・過剰貸付け等の禁止違反

貸金業者は、指定信用情報機関が保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して調査（以下「信用調査」といいます。）を行い、**個人顧客合算額（※）**が百万円を超えるときは、当該個人顧客から源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として法令で定めるものの提出又は提供（以下「収入証明書面等の提出等」といいます。）を受けなければなりません。

また、極度方式基本契約が貸金業法（以下「法」といいます。）の定める個人過剰貸付契約と認められるときは、当該極度方式基本契約を締結してはなりません。

しかし、当該貸金業者はシステムの不備により、収入証明書面等の提出等を受ける必要がある一部の個人顧客から収入証明書面等の提出等を受けず、また、一部の個人顧客と個人過剰貸付契約となる極度方式基本契約を締結していました。

※ 個人顧客合算額

次に掲げる各項目の合算額

- (1) 当該貸金業者の当該極度方式基本契約については極度額（極度額を下回る額を提示している場合にあっては、当該下回る額。以下「極度額等」といいます。）
- (2) 当該貸金業者の当該極度方式基本契約以外の貸付けの残高（極度方式基本契約

については極度額等)

- (3) 信用調査の結果判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高

○ **基準額超過極度方式基本契約に係る調査義務違反**

貸金業者は、極度方式基本契約を締結している個人顧客について、法の定める要件に該当するときは、信用調査を行わなければなりません。また、極度方式個人顧客合算額が百万円を超えるときは、当該個人顧客から収入証明書面等の提出等を受けなければなりません。

しかし、当該貸金業者はシステムの不備により、一部の個人顧客について、信用情報を用いた調査を適切に行うことができず、また、収入証明書面等の提出等を受けませんでした。